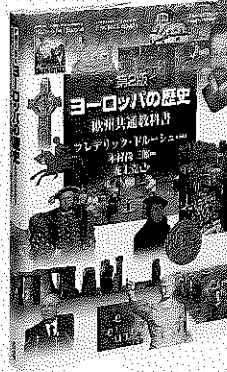


修正表

受理番号 23 - 93

高等学校 地理歴史科 日本史A

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
1	6-17		「序章 私たちの時代と歴史」は学習指導要領に示す「内容の取扱い」の（3）アの「また、近代、現代などの時代区分の持つ意味・・・についても扱うこと。」に照らして、十分な記述がなく扱いが不適切である。 12 頁上囲み 2 私たちの時代 私たちの時代と 近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えよう 歴史 ① グローバル化の時代 ここまで、近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えてきたが、「私たちの時代」とは、いったいどのような時代なのだろうか。 私たちが生きている現代社会とその諸課題について、1,2 節あわせて読みながら考えよう。  【地球温暖化の影響】 北極海の氷がとけ、ホッキョクグマも生活の場を追われている。日本では、20世紀の100年間で平均気温が1度上昇した。  【ニューヨークの証券	2 私たちの時代 私たちの時代と 近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えよう 歴史 ① グローバル化の時代 ここまで、近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えてきた。近代や現代という時代は、「私たちの時代」と密接に結びついている。この本では、近代を開国と明治維新をへて産業革命が起き、国民的統一が進められた時代、現代を二つの世界大戦をへて国際的な結びつきがいっそう強まった時代としている。ただしこれは絶対的見方ではない。時代区分にはいろいろな考え方があり、日本史と世界史でもちがっている。 ここでは、私たちが生きている時代が歴史のなかでどのように位置づけられるのかにも留意しながら、その諸課題について、1, 2節あわせて読みながら考えよう。  【地球温暖化の影響】 北極海の氷がとけ、ホッキョクグマも生活の場を追われている。日本では、20世紀の100年間で平均気温が1度上昇した。  【ニューヨークの証
2	33	写真タイトル	これらの書籍について誤解するおそれのある表現である。  【ヨーロッパの歴史 欧州共通教科書】  【日中韓の共同歴史教科書】	 【ヨーロッパの歴史 欧州共通教科書】  一か国だけでなく共通で使える歴史教材をつくらうとする動きがある。

2

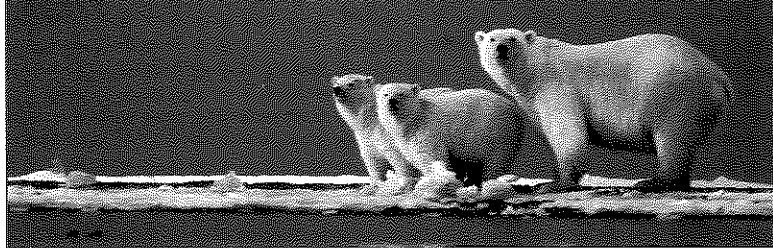
私たちの時代

私たちの時代と 近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えよう

歴史 ① グローバル化の時代

ここまで、近現代の歴史的事象と現在との結びつきを考えてきた。近代や現代という時代は、「私たちの時代」と密接に結びついている。この本では、近代を開国と明治維新をへて産業革命が起き、国民的統一が進められた時代、現代を二つの世界大戦をへて国際的な結びつきがますます強まった時代としている。ただしこれは絶対的見方ではない。時代区分にはいろいろな考え方があり、日本史と世界史でもちがっている。

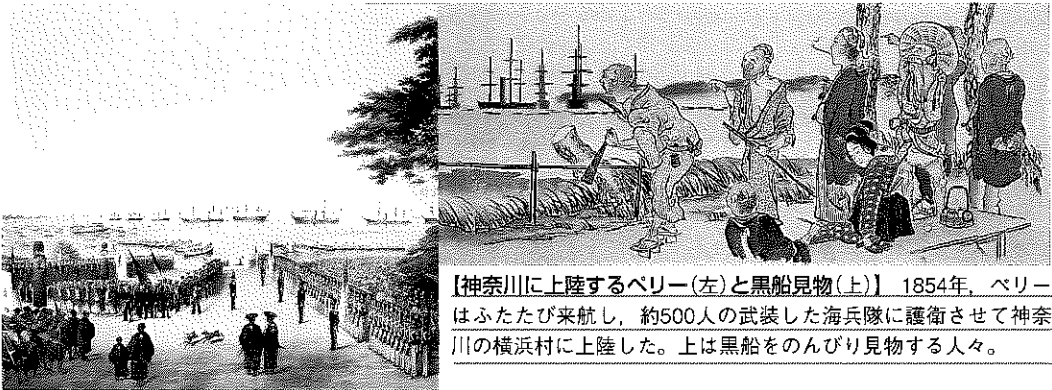
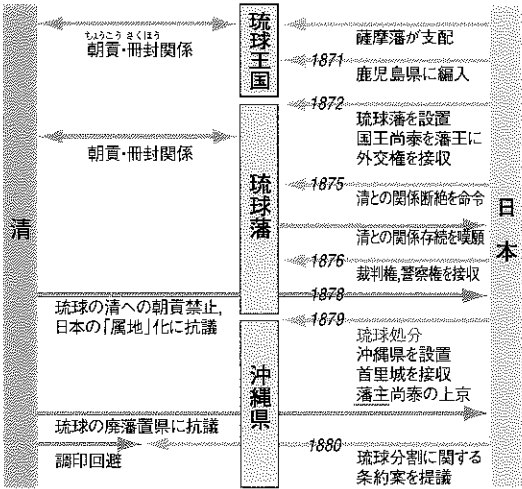
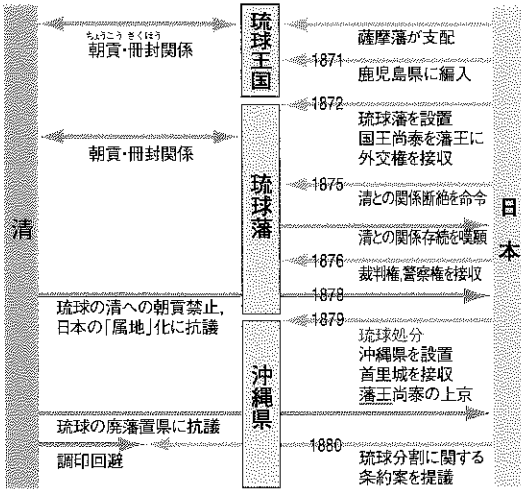
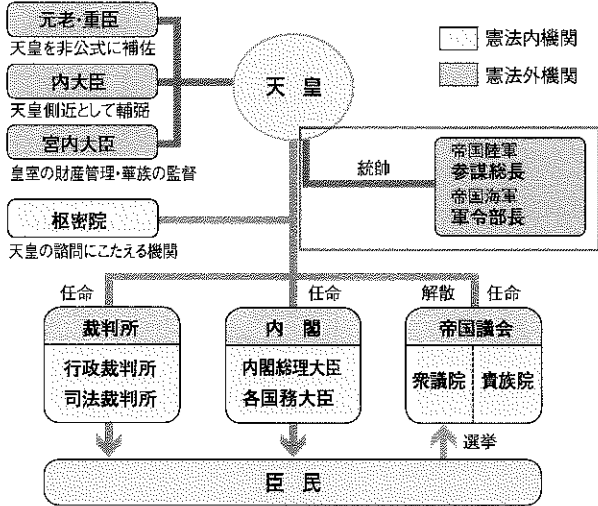
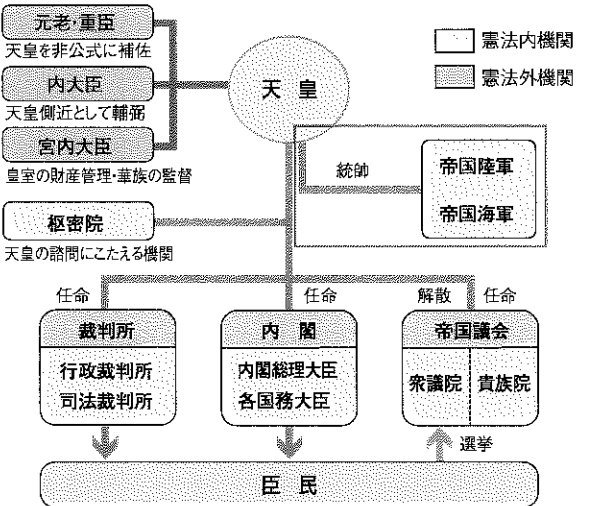
ここでは、私たちが生きている時代が歴史のなかでどのように位置づけられるのかにも留意しながら、その諸課題について、1, 2節あわせて読みながら考えよう。



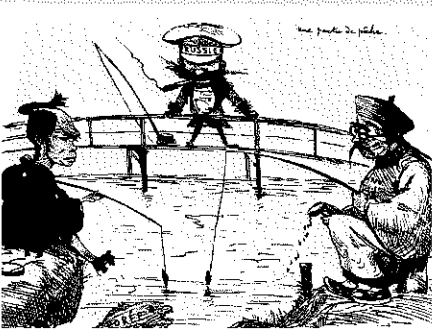
【地球温暖化の影響】 北極海の氷がとけ、ホッキョクグマも生活の場を追われている。日本では、20世紀の100年間で平均気温が1度上昇した。



【ニューヨークの証

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
3	34	写真	横浜に来航した年を1853年と誤解するおそれのある表現である。 	
4	56	表	「藩主」とするのは誤りである。 	
5	71	表	憲法外機関とすることは不正確である。 	

番号	指摘箇所		原 文	修 正 文																																																																																								
	頁	行																																																																																										
6	72	表	六法が太字で表示されておらず誤りである。 <table><thead><tr><th>法律名</th><th>公布年</th><th>施行年</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>新律綱領</td><td>1870</td><td>1870</td><td>明や清の律を基本にして作成された刑法</td></tr><tr><td>改定律例</td><td>1873</td><td>1873</td><td>江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定</td></tr><tr><td>刑法</td><td>1880</td><td>1882</td><td>ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定</td></tr><tr><td>治罪法</td><td>1880</td><td>1882</td><td>ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定</td></tr><tr><td>大日本帝国憲法</td><td>1889</td><td>1890</td><td>ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草</td></tr><tr><td>皇室典範*</td><td>1889</td><td>1890</td><td>皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規</td></tr><tr><td>刑事訴訟法</td><td>1890</td><td>1890</td><td>治罪法を改定して公布、施行</td></tr><tr><td>民事訴訟法</td><td>1890</td><td>1891</td><td>ドイツ法を模範として公布</td></tr><tr><td>民法</td><td>1890</td><td>1898</td><td>ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布</td></tr><tr><td>商法</td><td>1890</td><td>1899</td><td>口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布</td></tr></tbody></table> 【諸法典の編さん】 太字は六法、*は一般には公布されなかった。	法律名	公布年	施行年	内 容	新律綱領	1870	1870	明や清の律を基本にして作成された刑法	改定律例	1873	1873	江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定	刑法	1880	1882	ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定	治罪法	1880	1882	ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定	大日本帝国憲法	1889	1890	ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草	皇室典範*	1889	1890	皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規	刑事訴訟法	1890	1890	治罪法を改定して公布、施行	民事訴訟法	1890	1891	ドイツ法を模範として公布	民法	1890	1898	ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布	商法	1890	1899	口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布	<table><thead><tr><th>法律名</th><th>公布年</th><th>施行年</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>新律綱領</td><td>1870</td><td>1870</td><td>明や清の律を基本にして作成された刑法</td></tr><tr><td>改定律例</td><td>1873</td><td>1873</td><td>江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定</td></tr><tr><td>刑法</td><td>1880</td><td>1882</td><td>ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定</td></tr><tr><td>治罪法</td><td>1880</td><td>1882</td><td>ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定</td></tr><tr><td>大日本帝国憲法</td><td>1889</td><td>1890</td><td>ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草</td></tr><tr><td>皇室典範*</td><td>1889</td><td>1890</td><td>皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規</td></tr><tr><td>刑事訴訟法</td><td>1890</td><td>1890</td><td>治罪法を改定して公布、施行</td></tr><tr><td>民事訴訟法</td><td>1890</td><td>1891</td><td>ドイツ法を模範として公布</td></tr><tr><td>民法</td><td>1890</td><td>1898</td><td>ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布</td></tr><tr><td>商法</td><td>1890</td><td>1899</td><td>口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布</td></tr></tbody></table> 【諸法典の編さん】 太字は六法、*は一般には公布されなかった。	法律名	公布年	施行年	内 容	新律綱領	1870	1870	明や清の律を基本にして作成された刑法	改定律例	1873	1873	江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定	刑法	1880	1882	ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定	治罪法	1880	1882	ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定	大日本帝国憲法	1889	1890	ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草	皇室典範*	1889	1890	皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規	刑事訴訟法	1890	1890	治罪法を改定して公布、施行	民事訴訟法	1890	1891	ドイツ法を模範として公布	民法	1890	1898	ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布	商法	1890	1899	口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布
法律名	公布年	施行年	内 容																																																																																									
新律綱領	1870	1870	明や清の律を基本にして作成された刑法																																																																																									
改定律例	1873	1873	江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定																																																																																									
刑法	1880	1882	ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定																																																																																									
治罪法	1880	1882	ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定																																																																																									
大日本帝国憲法	1889	1890	ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草																																																																																									
皇室典範*	1889	1890	皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規																																																																																									
刑事訴訟法	1890	1890	治罪法を改定して公布、施行																																																																																									
民事訴訟法	1890	1891	ドイツ法を模範として公布																																																																																									
民法	1890	1898	ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布																																																																																									
商法	1890	1899	口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布																																																																																									
法律名	公布年	施行年	内 容																																																																																									
新律綱領	1870	1870	明や清の律を基本にして作成された刑法																																																																																									
改定律例	1873	1873	江藤新平を中心に新律綱領の不備を修正し制定																																																																																									
刑法	1880	1882	ボアソナードが起草。フランスの法体系を基礎にした近代的刑法で、大逆罪や不敬罪も規定																																																																																									
治罪法	1880	1882	ボアソナードが起草した近代的刑事訴訟法で、拷問の禁止や証拠法なども規定																																																																																									
大日本帝国憲法	1889	1890	ドイツ憲法を模範に、伊藤博文らが起草																																																																																									
皇室典範*	1889	1890	皇位継承や即位などを規定した皇室関係の法規																																																																																									
刑事訴訟法	1890	1890	治罪法を改定して公布、施行																																																																																									
民事訴訟法	1890	1891	ドイツ法を模範として公布																																																																																									
民法	1890	1898	ボアソナードが起草。民法典論争が起こり、修正して公布																																																																																									
商法	1890	1899	口エスレルが起草。外国法を模倣した傾向が強く施行延期。修正したうえで公布																																																																																									
7	73	12-13	7 1 頁 1 9 行目には「国民が選挙で選ぶ衆議院の権限は弱く」とあり、説明不足で理解し難い表現である。 しかし、<u>軍備拡張のための予算の増額や法律の制定などには衆議院の協力が必要であり、政権運営は難航した。</u>	しかし、<u>政権運営は難航した。それは、軍備拡張のための予算の増額や法律の制定などが必要だったからである。</u>																																																																																								
			71 頁 19 行 (番号 7 の関連修正。修正内容との整合のため) 国民が選挙で選ぶ衆議院の権限は弱く、	国民が選挙で選ぶ衆議院の権限は強くなく、																																																																																								
8	76	1-4	日朝修好条規と清国との関係に関して誤解するおそれのある表現である。 壬午軍乱 1876(明治 9)年の日朝修好条規は、朝鮮を清国から切りはなして「独立」国とし、釜山・元山・仁川の開港、日本の一方的な領事裁判権・無関税特権などを規定した。清国はこれを認めず、朝鮮への宗主権を主張したが、日本は、朝鮮で有利な経済的条件を得たので、朝鮮に渡った日本人商人は米や大豆を買い占め、朝鮮の民衆の生活を圧迫した。	壬午軍乱 1876(明治 9)年の日朝修好条規は、朝鮮を清国から切りはなして「独立」国とし、釜山・元山・仁川の開港、日本の一方的な領事裁判権・無関税特権などを規定したが、清国はいぜんとして、朝鮮に対する宗主権がみずからにあるものと考えていた。日本は、朝鮮で有利な経済的条件を得たので、朝鮮に渡った日本人商人は米や大豆を買い占め、朝鮮の民衆の生活を圧迫した。																																																																																								

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
9	77	囲み	日清戦争の開戦時の状況について、誤解するおそれのある表現である。 日清戦争と朝鮮・台湾 豊島沖の開戦(1894年 7月25日)よりも前に、日本軍が計画的に朝鮮王宮を占拠して国王を捕虜とし、王宮内の朝鮮軍の武器を没収したうえで、清国との戦争に突入したことが、近年の研究で明らかにされている。日清戦争は、朝鮮半島を主戦場とするものであり、さらに清国東部と台湾も戦場としていたことを忘れてはならない。日本軍の統帥機関である大本営は、下関での条約締結(1895年 4月)後もすぐには解散しなかった。台湾領有には軍事力が必要だと考えていたからである。 台湾の漢民族は、ただちに台湾民主国をつくって日本の植民地化に抵抗したが、1年後には日本軍によって制圧された。これを台湾戦争(台湾征服戦争)とよぶ。日清戦争に従軍した部隊のなかには、清国から台湾に転戦し、戦闘を続けたものもあった。	日清戦争と朝鮮・台湾 豊島沖の開戦(1894年 7月25日)よりも前に、日本軍が計画的に朝鮮王宮を占領して国王の自由を奪い、王宮内の朝鮮軍の武器を没収したうえで、清国との戦争に突入したことが、近年の研究で明らかにされている。日清戦争は、朝鮮半島を主戦場とするものであり、さらに清国東部と台湾も戦場としていたことを忘れてはならない。日本軍の統帥機関である大本営は、下関での条約締結(1895年 4月)後もすぐには解散しなかった。台湾領有には軍事力が必要だと考えていたからである。 台湾の漢民族は、ただちに台湾民主国をつくって日本の植民地化に抵抗したが、1年後には日本軍に制圧された。近年、これを台湾征服戦争とよぶこともある。日清戦争に従軍した部隊のなかには、清国から台湾に転戦し、戦闘を続けたものもあった。
10	77	囲み	このような名称が、一般的であるかのように誤解するおそれのある表現である。 日清戦争と朝鮮・台湾 豊島沖の開戦(1894年 7月25日)よりも前に、日本軍が計画的に朝鮮王宮を占拠して国王を捕虜とし、王宮内の朝鮮軍の武器を没収したうえで、清国との戦争に突入したことが、近年の研究で明らかにされている。日清戦争は、朝鮮半島を主戦場とするものであり、さらに清国東部と台湾も戦場としていたことを忘れてはならない。日本軍の統帥機関である大本営は、下関での条約締結(1895年 4月)後もすぐには解散しなかった。台湾領有には軍事力が必要だと考えていたからである。 台湾の漢民族は、ただちに台湾民主国をつくって日本の植民地化に抵抗したが、1年後には日本軍によって制圧された。これを台湾戦争(台湾征服戦争)とよぶ。日清戦争に従軍した部隊のなかには、清国から台湾に転戦し、戦闘を続けたものもあった。	日清戦争と朝鮮・台湾 豊島沖の開戦(1894年 7月25日)よりも前に、日本軍が計画的に朝鮮王宮を占領して国王の自由を奪い、王宮内の朝鮮軍の武器を没収したうえで、清国との戦争に突入したことが、近年の研究で明らかにされている。日清戦争は、朝鮮半島を主戦場とするものであり、さらに清国東部と台湾も戦場としていたことを忘れてはならない。日本軍の統帥機関である大本営は、下関での条約締結(1895年 4月)後もすぐには解散しなかった。台湾領有には軍事力が必要だと考えていたからである。 台湾の漢民族は、ただちに台湾民主国をつくって日本の植民地化に抵抗したが、1年後には日本軍に制圧された。近年、これを台湾征服戦争とよぶこともある。日清戦争に従軍した部隊のなかには、清国から台湾に転戦し、戦闘を続けたものもあった。
			222 頁索引 台湾戦争 77 (番号 10 の関連修正。修正内容との整合のため)	(削除)
11	77	側注 4	「日韓戦争」という名称が、一般的であるように誤解するおそれのある表現である。 ◎戦場となった朝鮮では、日本に抵抗する大規模な農民軍蜂起も起きた。日本の主力軍が戦線を中国領に広げるなか、欧米の介入をおそれ、朝鮮農民軍に対する弾圧がおこなわれた。こうした一連の動きを日韓戦争とよぶ場合もある。	◎戦場となった朝鮮では、日本に抵抗する大規模な農民軍蜂起も起きた。日本の主力軍が戦線を中国領に広げるなか、欧米の介入をおそれ、朝鮮農民軍に対する弾圧がおこなわれた。
12	86	図	こうした説明が一般的であるかのように誤解するおそれのある表現である。 風刺画を考える 【「魚釣り遊び」】(ビゴー画) 明治10年代後半から20年にかけて、日本と清国による朝鮮半島での主導権争いを風刺したもの。丁髷、弁髪はヨーロッパの人々が描く日本と清国の典型的なイメージの一つ。これに対して朝鮮は人間ではなく、魚として描かれ、具体的なイメージを欠いていたことがわかる。 	風刺画を考える 【「魚釣り遊び」】(ビゴー画) 明治10年代後半から20年にかけて、日本と清国による朝鮮半島での主導権争いを風刺したもの。丁髷、弁髪はヨーロッパの人々が描く日本と清国の典型的なイメージの一つ。 